

平成25年労第200号
平成25年労第201号 併合

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人ら（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人1に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、遺族補償給付につき、請求人2は葬祭料につきそれぞれ支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫又は亡父である（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC新聞店（以下「事業場」という。）に雇用され、新聞配達等の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前2時に出勤し、新聞配達業務を行っていたが、同日午前5時頃、路上に意識不明の状態で見倒れているところを近隣の住民に発見され、D病院に救急搬送された。同病院において「右脳出血」と診断され、治療を受けたが、同年〇月〇日、死亡した。

請求人1（被災者の配偶者）は、被災者の死亡の原因は業務上の事由によるものであるとして、未支給の療養補償給付及び遺族補償給付を、同様の理由により請求人2（被災者の長男）は葬祭料を監督署長に各々請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、請求人それぞれに請求した給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、個々に労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、併合して審理を行う必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126

号。以下「労審法」という。)第14条の2の規定により、これらを併合し審査し、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、それぞれが再審査請求に及んだものである。

当審査会は、これらの再審査請求について、併合して審理を行う必要があると認め、労審法第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病については、死体検案書を作成したE医師の死亡診断書によれば、直接死因は右脳出血とあり、F医師の意見書によれば、「右大脳半球の巨大な脳出血、脳室穿破である。発症時期：(平成〇年)〇月〇日午前3時に配達に出かけ、配達状況より同日午前3時15分頃と思われる。」と判断していることから、当審査会においても、被災者に発症した疾病は、「脳出血」(以下「本件疾病」という。)に該当し、発症日時は平成〇年〇月〇日午前3時頃であると判断する。

(2) 被災者の本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は決定書別紙のとおりであり、これを引用する。)の対象疾病であることから、以下、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無につい

て検討する。

(3) そこで、上記認定基準に照らして、本件について検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

請求代理人は、要旨、原処分庁と審査官ともに発症の前日から発症までに異常な出来事は無いと判断しているが、異常な出来事のとらえ方が不十分であると主張している。

被災者は、発症前日には通常勤務をしており、発症日も午前2時頃出勤し、同2時半頃自動車朝刊をコンビニ他数か所に配達し、同3時頃に会社に一旦戻り、バイクにて新聞配達のため事業場を出てまもなく発症しており、この間、著しい精神的負荷及び身体的負荷は認められず、交通事故等の突発的な出来事に遭遇したと推定される事実もないことから、被災者が本件疾病の発症直前から前日までの間において発症原因となり得るような業務に関連する異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 短期間の過重業務について

被災者の発症前1週間（平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間）の勤務時間をみると、午前には日常業務である朝刊配達のため、午前2時頃に出勤し、自動車朝刊をコンビニ他数か所に配達し、同3時頃に会社に一旦戻り、同3時から同5時までバイクにて新聞配達を行っている。午後は午後2時から同5時40分まで日常業務であるチラシの折り込み・営業を行い退社している。

発症前1週間において、休日がなく、また、発症前日及び前々日に通常の勤務と異なる古紙回収作業を行っているが、発症前1週間の総労働時間数は46時間50分、時間外労働時間数が6時間50分であることから、特に継続した長時間労働であったとは認められない。

また、労働時間以外の負荷要因による明らかな過重負荷も認められず、被災者が、発症前1週間に、日常業務に比べて著しく過重な業務に従事していたものとは認められない。

ウ 長期間の過重業務について

長時間労働による疲労の蓄積については、原処分庁の労働時間の算定によれば、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は18時間40分であり、

業務と発症との関連性が弱いとされる「1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合」に該当する。また、発症前2か月ないし6か月間にわたって1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前3か月目の18時間13分が最長であり、業務と発症との関連性が弱いとされる「1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合」に該当する。

さらには、この間、休日は定期的を取得されており、疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務があったとは認められない。

エ 請求代理人は、要旨、早朝、厳寒な環境下での新聞配達を繰り返すことによつて血管の脆弱化を進行させ、被災者の持病である高血圧症を一層悪化させたものと思われ、高血圧症や糖尿病がある状態で、寒冷ばく露による急激な血圧上昇によつて脳出血が惹起されたのであるから、就業と被災との因果関係は認められると主張する。

被災者に発症した右脳出血の要因に関して、F医師は「当日の気温は-3.2℃と低く、血圧を上昇させる要因にはなる。」と述べている。また、G医師は「高血圧症、糖尿病のある状態で、寒冷ばく露による急激な血圧上昇によつて脳出血が惹起された。」と述べており、両医師の所見は医学的経験則に照らしたものであり、妥当なものと判断する。

一方、F医師は、「労働状況に関しては直近より6か月まで過重労働は認めない。基礎疾患との関連性では、平成○年○月より高血圧症と糖尿病、肝機能障害の所見があり、未治療の状態であったと考えられる。」と述べている。また、G医師は、「健康診断の結果記録により、高血圧症、糖尿病、肝機能障害が認められる。高血圧症は、血圧値の変動は認められるが、少なくとも薬剤治療が必要な状態であったと思われる。糖尿病は空腹時血糖値からは、継時的悪化を認め、薬剤治療も必要な状態であったと思われる。被災者が口渇を訴えていたのも、高血糖による高張性脱水傾向によるものであったと思われる。肝機能障害は、 γ -GTPの高値であり、一番可能性が高いのは、アルコール性肝障害と思われる。」と述べている。

以上を総合してみると、F医師及びG医師の意見からも、寒冷な作業環境により血圧の上昇を惹起したことが推測されるが、本件疾病は、発症要因となり得る基礎疾患をその自然経過を超えて急激に著しく増悪せしめるに足る

業務に関連する異常な出来事に遭遇したことや、日常業務に比較して、特に過重な業務に就労したことによる著しい身体的・精神的負荷の事実があったとは認められない。被災者は、高血圧症・糖尿病・肝機能障害の所見が認められ、高血圧症は少なくとも薬物治療を要する状態であったにも関わらず、未治療のまま放置されていたことを考えると、自然経過の中で動脈硬化等の血管病変が増悪、進行したために、本件疾病を発症するに至ったものと認めるのが相当と判断されるため、請求人の従事した業務と本件疾病との間に相当因果関係は認められず、本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められない。

オ 請求代理人は、作業環境を重視した判例もあり、被災者については、過重性の最重要要因として、「作業環境（気温）」も考慮すべきであると主張しているが、当審査会においては、作業環境も考慮した上で審理している。

カ 請求代理人は、要旨、本件は、被災者自身が健康管理を怠り、事業主も冬期間の勤務について必要な措置を取らなかったため発生した両者の過失による労災であると主張するが、当審査会においては、事業主の安全配慮義務を直接の争点とはしておらず、上記のとおり本件疾病は認定基準に照らして検討した結果、労働災害には該当しないと判断したものであり、請求代理人の主張は認められない。

(4) 以上を総合すると、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡と業務との相当因果関係は認められないと判断する。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。